

# 一般社団法人日本デジタル空間経済連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本デジタル空間経済連盟(英文名「Japan Digital Space Economy Federation」)と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、業界横断の総合経済団体として、デジタル空間における経済活動を活性化し、日本経済の健全な発展と豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) デジタル空間の経済発展に向けた、課題やニーズなど事業者の意見を集約すること
- (2) 政策提言、報告書の提出を行うこと
- (3) 政府、国内外の行政団体との対話を行うこと
- (4) デジタル空間に関わる総合的な情報発信を行うこと
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成に必要な業務を行うこと

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 当法人の設立時社員又は理事会にて一般会員の承認を得た者
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した者

(会員の資格)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、入会の申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員が当法人を脱退し又は除名の処分を受けたときは、会員の資格を喪失する。
- 3 会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、会員の資格を喪失する。

(会員の権利)

第8条 会員は、会員の種に応じて、会員としての権利をそれぞれ次の通り有する。

- (1) 一般会員 社員総会議決権を有する
- (2) 賛助会員 社員総会議決権を有さない

(会員の種類の変更申請)

第9条 賛助会員が一般会員になるには、当法人所定の加入内容の変更を当法人に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会で定める入会金及び会費を理事会で定める期限までに支払う義務を負う。

(任意退会)

第11条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の処分等)

第12条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員に対し処分を行うことができる。

- (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則、社員総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総

会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの) であることが判明したときあるいは反社会的勢力との関与が明らかになったとき。

(4) その他処分すべき正当な事由があるとき。

2 第1項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

(会員資格の喪失)

第13条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 総一般会員の同意があったとき。
- (3) 法人その他の団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての一般会員をもって構成する。

(社員総会の開催・招集)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総一般会員の5分の1以上から議案及び招集事由を示して社員総会招集の請求があったときは、代表理事は、遅滞なく社員総会を招集するものとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、一般会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総一般会員の議決権の過半数を有する一般会員が出席し、出席した当該一般会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 役員の選任及び解任に関する事項
- (3) 当法人の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(決議・報告の省略)

第 19 条 理事又は一般会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、一般会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が一般会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、一般会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職
- ④ 会員の入会等の承認

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会の招集は、当該理事会の日の 5 日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

3 理事及び監事は、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の決議)

第 29 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議・報告の省略)

第 30 条 代表理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

2 代表理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の理事会への報告があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第 6 章 会計

(基金)

第 32 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が決定する。

3 当法人の基金は、当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

4 当法人の基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の分配の制限)

第 34 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 35 条 当法人は、社員総会の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 附 則

(施行日)

1 この定款は、当法人設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員)

3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
設立時社員	S B I ホールディングス株式会社

住 所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
設立時社員	S B I N F T 株式会社